

第115回雇用保険部会で委員から頂いた 御指摘に関する資料

賃金日額の下限額と最低賃金（全国加重平均）の推移

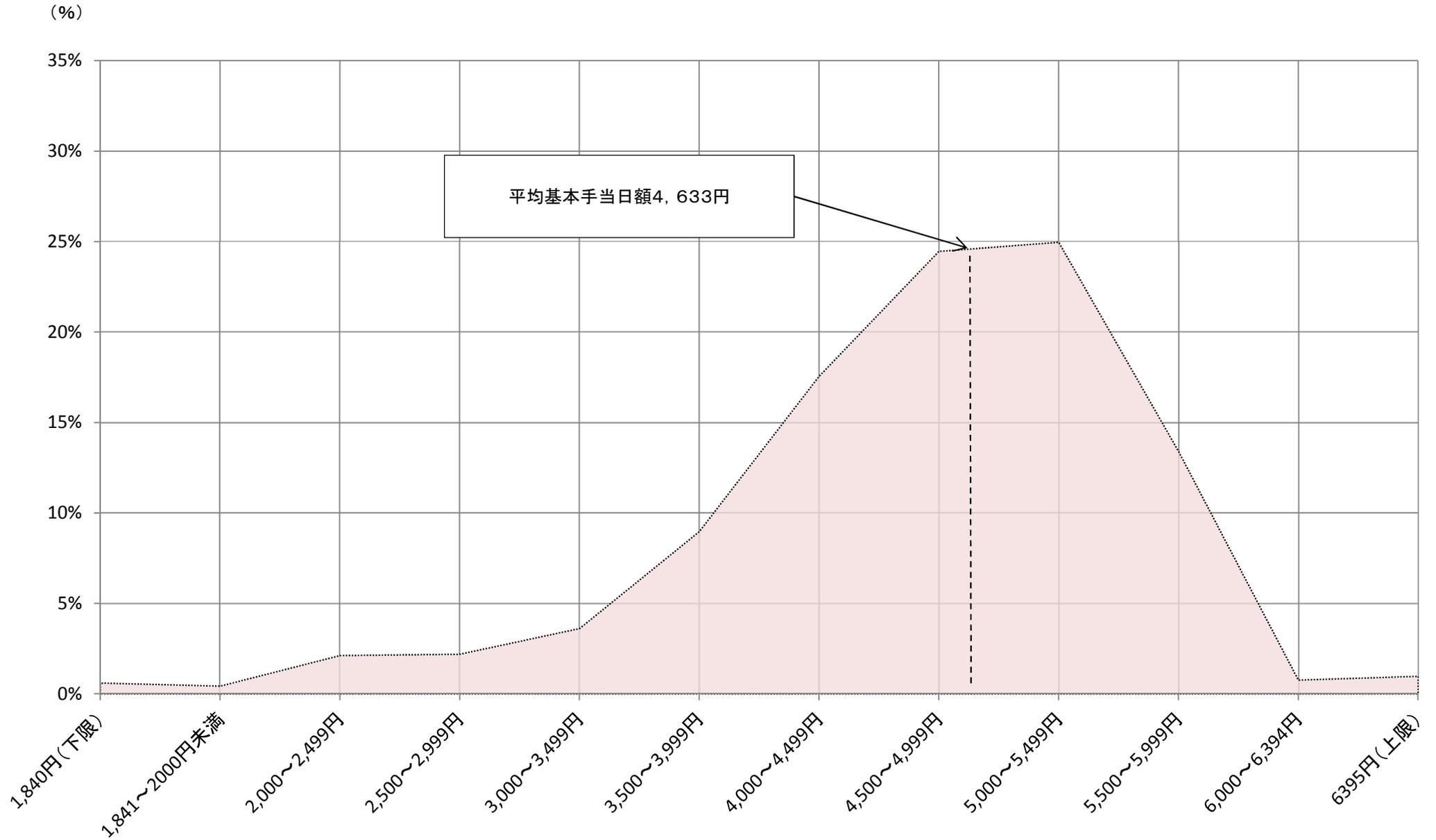
	賃金日額の下限額	最低賃金の 全国加重平均額	最低賃金で週20時間(※1)働いた場合の賃金日額 (最低賃金×20時間÷7日)
平成19年8月	2,070円(自動改定※2)	687円	1,963円 = 687×20÷7
平成20年8月	2,060円(自動改定※2)	703円	2,009円 = 703×20÷7
平成21年8月	2,050円(自動改定※2)	713円	2,037円 = 713×20÷7
平成22年8月	2,000円(自動改定※2)	730円	2,086円 = 730×20÷7
平成23年4月 平成23年改正法定額 に基づく日額(※3)	2,320円		
平成22年8月に自動改定された賃金日額の下限額が、平成22年10月頃に上げられた最低賃金で就業した場合を下回る水準となったことから、法改正を実施。2,000円<2,086円(※2,086円=730円×20時間÷7日)			
平成23年8月	2,330円(自動改定※2)	737円	2,106円 = 737×20÷7
平成24年8月	2,320円(自動改定※2)	749円	2,140円 = 749×20÷7
平成25年8月	2,310円(自動改定※2)	764円	2,183円 = 764×20÷7
平成26年8月	2,300円(自動改定※2)	780円	2,229円 = 780×20÷7
平成27年8月	2,300円(自動改定※2)	798円	2,280円 = 798×20÷7
平成28年8月	2,290円(自動改定※2)	823円	2,351円 = 823×20÷7

(※1) 雇用保険が適用される所定労働時間のうち、最短の時間

(※2) 「毎月勤労統計」による労働者の平均定期給与額の年度ごとの上昇率に応じた自動改定

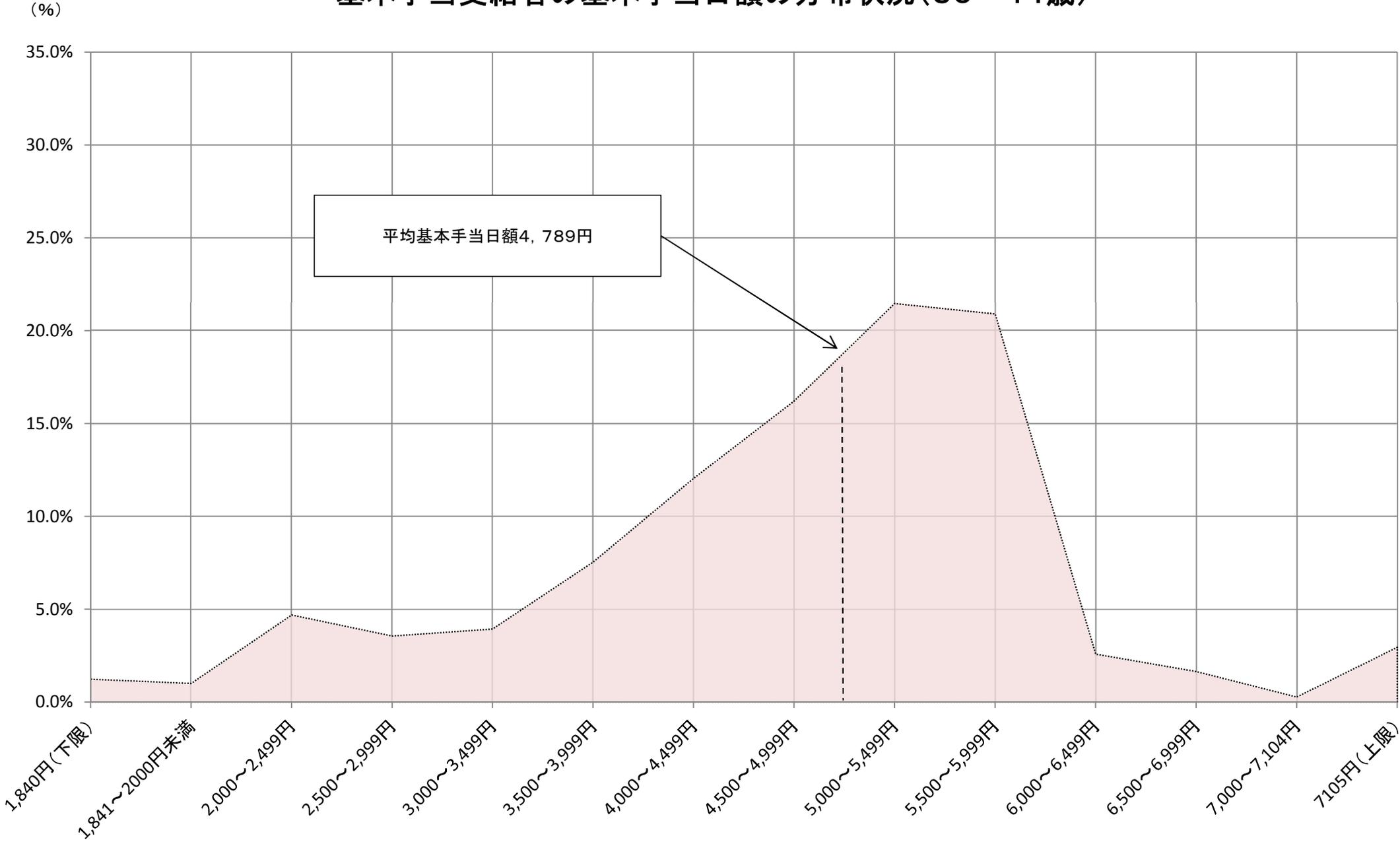
(※3) 「平成21年度賃金構造基本統計調査」による賃金分布より算出

基本手当受給者の基本手当日額の分布状況(29歳以下)



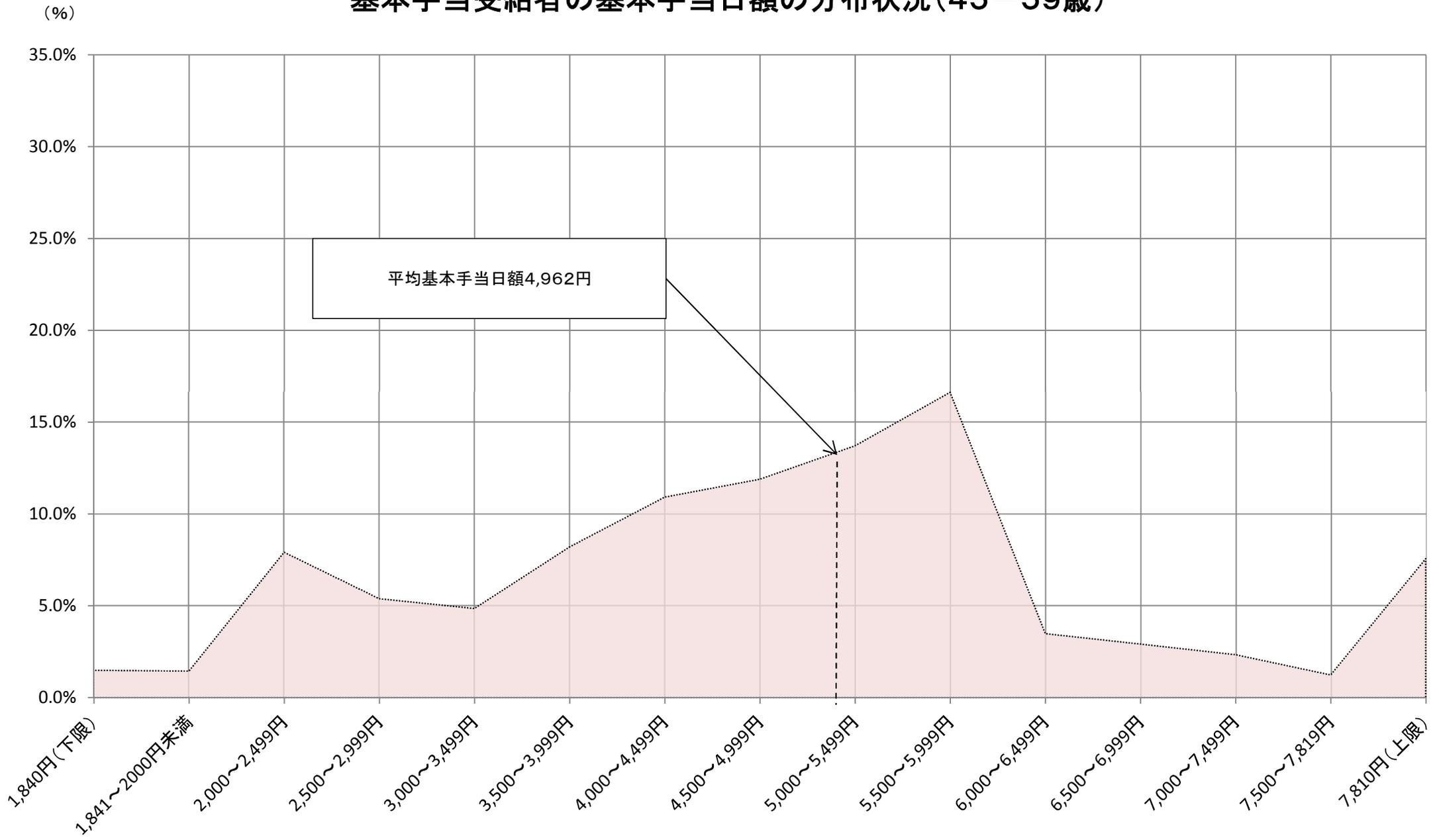
注1)平成27年度の基本手当の初回受給者状況を集計したもの。 注2)平成27年8月改定時の基本手当基準を使用している。

基本手当受給者の基本手当日額の分布状況(30-44歳)



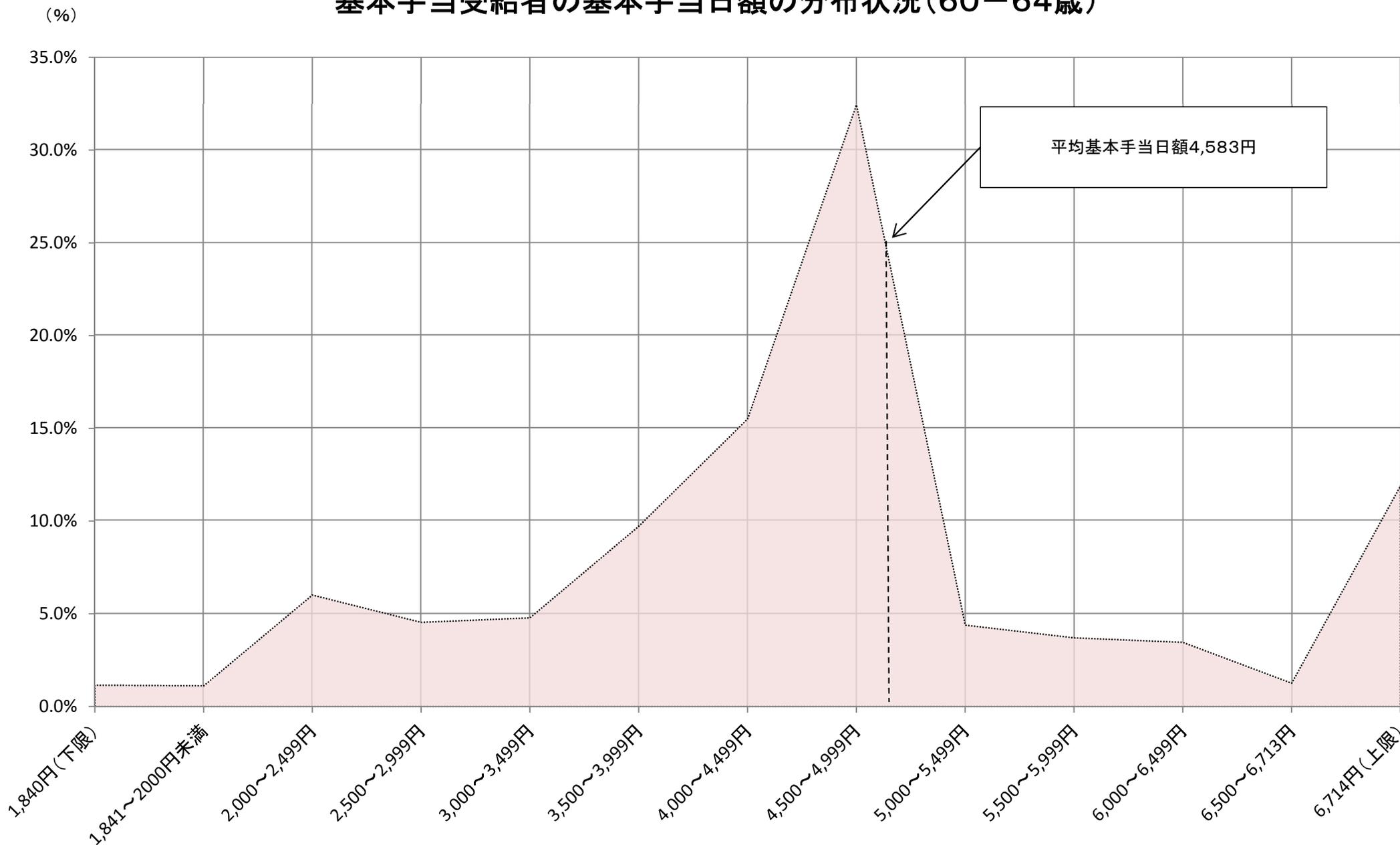
注1) 平成27年度の基本手当の初回受給者状況を集計したもの。 注2) 平成27年8月改定時の基本手当基準を使用している

基本手当受給者の基本手当日額の分布状況(45-59歳)



注1) 平成27年度の基本手当の初回受給者状況を集計したもの。 注2) 平成27年8月改定時の基本手当基準を使用している

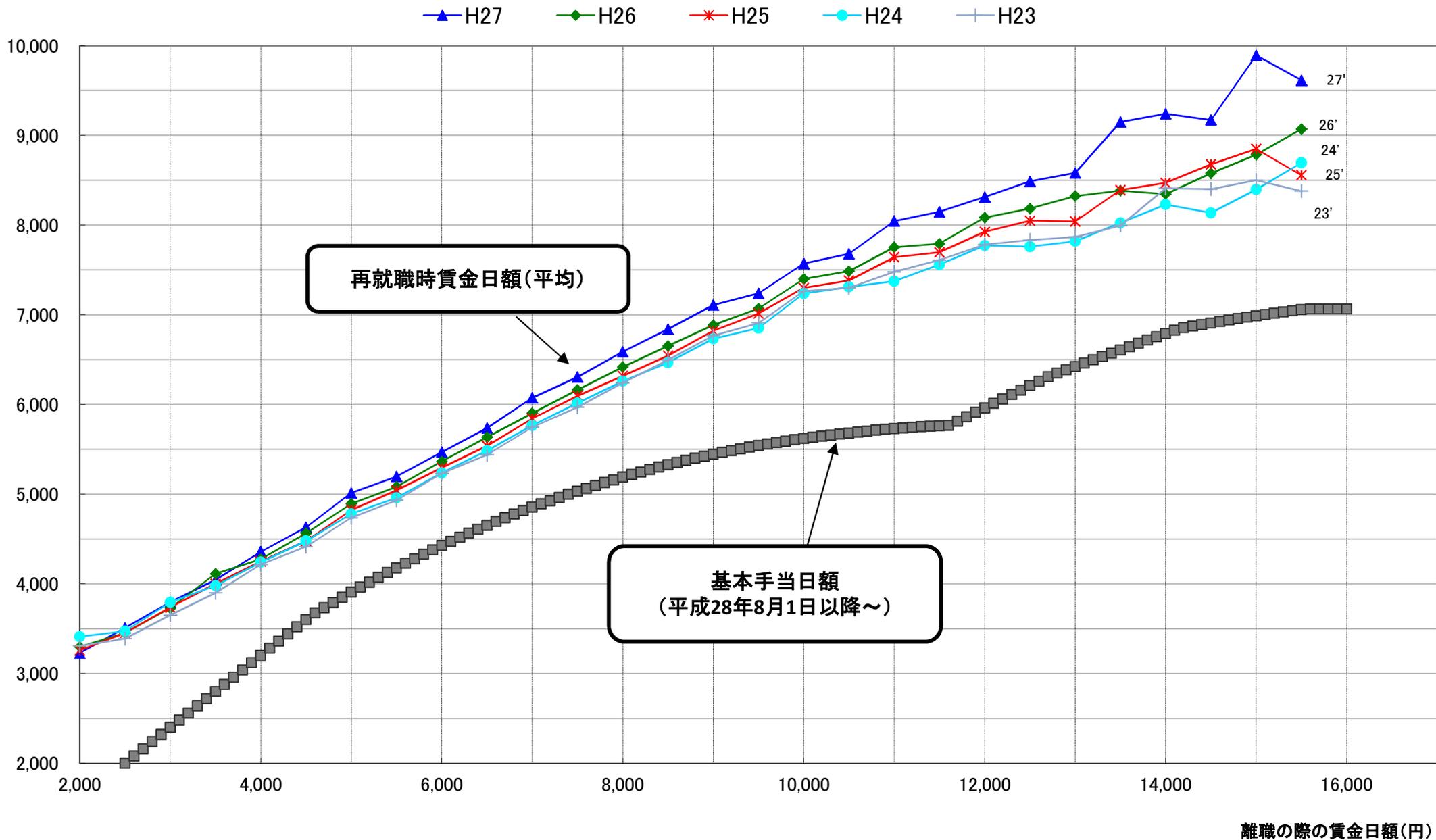
基本手当受給者の基本手当日額の分布状況(60-64歳)



注1) 平成27年度の基本手当の初回受給者状況を集計したもの。 注2) 平成27年8月改定時の基本手当基準を使用している

基本手当日額と再就職時賃金日額(平均)の状況(全年齢)

基本手当日額・再就職時賃金日額(円)



注) 再就職時賃金日額は、各年度に受給資格決定をした者のうち、平成28年5月末までに雇用保険の被保険者として就職した者の賃金日額である。